

秋田県告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱者に指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日
公益財団法人平野政吉美術財団	秋田市中通一丁目4番2号	秋田県立美術館使用料	令和7年2月26日	令和7年3月18日